

## 長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、予算の範囲内において、崩壊したがけを復旧し、又はがけの崩壊を未然に防ぐことを目的とした工事を行う者に対し、長崎市宅地のがけ災害対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、垂直高さが2メートルを超える土地をいう。
- (2) 崩壊のおそれがあるがけ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第22条第2項若しくは第41条第2項に規定する勧告又は同法第23条第1項若しくは第42条第1項に規定する改善命令を受けているがけをいう。
- (3) 災害対策工事 崩壊したがけ又は崩壊のおそれがあるがけを、がけに変状が生ずる前と同等以上の効用を持つ状態に復する工事をいう。
- (4) 居室を有する建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第4号に規定する居室を有する建築物をいう。
- (5) 道路 建基法第42条に規定する道路及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第3号に規定する通路をいう。
- (6) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び長崎市公園条例（平成16年条例第61号）第2条に規定する公園をいう。
- (7) 地縁団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可を受けた地縁による団体をいう。

(補助対象がけ)

第3条 補助の対象となるがけ（附属する工作物を含む。以下「補助対象がけ」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市内に存する現に崩壊したがけ又は崩壊のおそれがあるがけ（以下「崩壊がけ・崩壊おそれがけ」という。）で、がけの下端からの

水平距離が、がけの垂直高さの2倍以内に、現に使用している居室を有する建築物（崩壊がけ・崩壊おそれががけの所有者及び当該がけの所有者と生計を一にする者が所有する建築物を除く。次号において同じ。）、道路又は公園があるものをいう。

(2) 前号に該当するがけの両側下端から、がけの垂直高さに応じた角度（がけの垂直高さが5メートル以内にあつては45度、5メートルを超える場合にあつては35度）で直線を伸ばし、土地の上端に達した位置から直下までの範囲内のがけで、がけの下端からの水平距離が、がけの垂直高さの2倍以内に、現に使用している居室を有する建築物、道路又は公園があるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号は、補助対象がけとしない。

(1) 法人（地縁団体を除く。）が所有するがけ

(2) 建基法第9条第1項の規定に基づく命令、盛土規制法第20条第1項から第3項まで若しくは同法第39条第1項から第3項までの規定に基づく監督処分又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項に基づく監督処分を受けている土地

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）又は農地法（昭和27年法律第229号）による規定に違反している土地

(4) 長崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱（平成12年長崎市告示第225号）による規定に違反している土地

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者で、災害対策工事を行うものとする。

(1) 補助対象がけの所有者又は共有者（個人及び区分所有建物の所有者をいい、一の補助対象がけを複数の個人が共有している場合は、当該共有者全員を一人の個人とみなす。）

(2) 前号に規定する所有者又は共有者から委任を受けた者又は地縁団体

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）

は、補助対象者が発注する補助対象がけの災害対策工事（補助対象者が共有者であつて、他の共有者全員の同意がない場合は民法（明治29年法律第89号）第252条の保存行為に該当する工事に限る。）で、本市内に本店を有する法人又は本市内に住所を有する個人、かつ、建設業法（昭和

24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者に請け負わせる災害対策工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助の対象としない。
  - (1) 附属する工作物のうち、人工地盤に係る工事
  - (2) 応急処置のみを行う工事
  - (3) 第8条に規定する事前審査により通知する範囲を超えるもの
  - (4) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた部分の災害対策工事
  - (5) その他市長が不相当と認める災害対策工事(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策工事の直接工事費(材料費、労務費及び機械経費をいう。以下同じ。)
  - (2) 諸経費(直接工事費に10分の3を乗じて得た額以内の額とする。)
- 2 前項の直接工事費は、安全が確保できる最も経済的な方法によるものを限度とする。  
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、2,000,000円を上限とする。

- 2 前項の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。
- 3 土地所有者が異なる一連のがけについて、当該がけの所有者が共同して災害対策工事を施行する場合は、各々が負担すべき経費を、各々の補助対象経費とする。  
(事前審査)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、第10条に規定する交付の申請をする前に、市長に対し、事前調査申請書(第1号様式)により申請するものとする。

- 2 前項に規定する事前調査申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略させることができる。
  - (1) 崩壊がけ・崩壊おそれがけの位置図
  - (2) 崩壊がけ・崩壊おそれがけの状況が確認できる概略の平面図及び断面図並びに写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その結果を事前調査結果通知書（第2号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(事前着手)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定前に災害対策工事に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、あらかじめ市長に事前着手届（第3号様式）を提出した場合はこの限りではない。

(交付の申請)

第10条 規則第3条第1項に規定する市長が定める補助金の交付の申請の提出期日は、事前調査結果通知書の通知日から起算して60日以内又は当該補助金の交付の申請日が属する年度の2月25日のいずれか早い日とする。

2 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付申請書（第4号様式）を用いるものとする。

3 規則第22条の規定により、規則第3条第1項第4号の実施設計書は、工事計画書（第5号様式）を用いるものとする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略させることができる。

(1) 第8条第3項に規定する事前調査結果通知書の写し

(2) 誓約書（第6号様式）

(3) 補助対象工事が、建基法による確認、盛土規制法による許可又はその他の法令による許可等が必要な場合は、その許可等を受けたことが確認できる書類

(4) 工事見積書（内訳明細の記載があるものに限る。）

(5) 工事計画平面図、断面図及び構造図

(6) 補助対象がけが存する土地の土地登記事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産税土地台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）及び公図

(7) 補助対象者の住民票

(8) 申請人が相続人である場合は、それが確認できる公的証明書

(9) 申請人が委任を受けている者である場合は、その委任状

(10) 盛土規制法に基づく勧告書又は改善命令書の写し

(11) その他市長が特に必要と認める書類

5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第3号までの書類の添付は、省略させるものとする。

(交付及び不交付の決定)

第11条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(第7号様式)を用いるものとする。

2 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたとときの通知は、補助金不交付決定通知書(第8号様式)を用いるものとする。

(交付の条件)

第12条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に災害対策工事に着手すること。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

(2) 災害対策工事に着手する場合は、あらかじめ着手届(第9号様式)及び災害対策工事の工事請負契約書の写しを提出すること。ただし、事前着手届を提出している場合は、着手届の提出を省略させるものとする。

(3) 当該補助金の交付の申請日が属する年度の2月末日までに災害対策工事を完了すること。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

(4) その他市長が特に必要があると認める事項

(申請内容の変更)

第13条 規則第22条の規定により、補助金交付申請の内容変更の承認の申請は、規則第5条第3項の補助事業等変更中止(廃止)承認申請書に代えて、補助金交付申請変更承認申請書(第10号様式)を用いるものとする。

2 前項に規定する変更の申請には、変更の内容がわかる書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、補助金交付申請変更承認通知書(第11号様式)を用いて申請者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付申請変更不承認通知書(第12号様式)を用いて申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期

日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

2 規則第7条の申請の取下げを行う場合は、補助金交付申請取下げ書（第13号様式）を用いるものとする。

（決定の取消等）

第15条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書（第14号様式）を用いるものとする。

（完了報告書）

第16条 規則第12条に規定する実績報告書を提出しなければならない期日は、補助対象工事完了の日から起算して14日を経過する日とする。

2 規則第22条の規定により、補助対象工事の完了の報告は、規則第12条の補助事業等実績報告書に代えて、工事完了報告書（第15号様式）を用いるものとする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 災害対策工事の完了写真（着工前、竣工、施行状況及び出来形寸法が確認できるもの）

（2） 災害対策工事の代金領収書又は請求書の写し

（3） 災害対策工事が建基法に基づく確認又は盛土規制法に基づく許可を受けているものは、建基法第7条第5項又は盛土規制法第17条第2項若しくは第36条第2項に規定する検査済み証の写し

（4） その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第17条 規則第22条の規定により、補助金の額の確定は、規則第13条の補助金等確定通知書に代えて、補助金確定通知書（第16号様式）を用いるものとする。

（補助金の請求）

第18条 規則第15条第2項の請求書は、補助金交付請求書（第17号様式）を用いるものとし、補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに提出しなければならない。

（事業完了後の提出書類）

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事の代金を支払った際の領収書の写しを補助金の受領日から14日以内に提出しなければならない。ただし、第16条に規定する完了報告書の提出時に既に提出している

場合はその限りではない。

(帳簿等の整備及び保管)

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成29年2月6日)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成30年1月18日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年10月26日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月17日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱の規定は、この要綱の告示の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年5月9日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の同要綱第10条の規定による交付の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の宅地造成工事規制法第8条の許可を受けたものが同要綱第16条第3項に基づき提出する書類は、前項によらず、なお従前の例による。